

港湾計画

港湾計画とは

「港湾計画」は、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての各港の指針となる基本的な計画です。国際戦略港湾、国際拠点港湾または重要港湾の港湾管理者は、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」（以下「港湾計画」という）を定めなければならないとされています。

港湾計画は、通常10年から15年程度の将来が目標年次とされ、次の事項が定められます。

- ① 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- ② 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- ③ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- ④ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- ⑤ 港湾の効率的な運営に関する事項
- ⑥ その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

港湾計画の役割

港湾計画は、その港湾に関わるすべての関係者が、開発、利用及び保全を行う上での共通の指針であり、次のような役割があります。

(1) 港湾整備事業の必要条件

港湾施設の整備に対する国の負担金や補助金の拠出

は、港湾計画に位置付けられた施設に限られるため、事業実施には、まず港湾計画への位置づけが必要です。

(2) 民間事業者に対する港湾管理者の許可基準

民間事業者が、港湾区域、臨港地区において施設の建設や諸活動を行う場合、その活動が港湾計画に適合しているかどうかは港湾管理者の許可基準になります。

港湾計画の変更手続き

既に策定された港湾計画を変更し、新たに港湾施設や区域を位置づける場合は、港湾法施行規則に基づき「改訂」、「一部変更」、「軽易な変更」に区分されます。なかでも改訂、一部変更を行う際は、図1で示す変更手続きが必要です。

港湾計画は、国が定める「港湾の開発、利用および保全並びに開発保全航路に関する基本方針」（以下「基本方針」）と「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」（以下「基準省令」）に適合したものでなければなりません。そのため国土交通大臣は、交通政策審議会（港湾分科会）へ諮問し、提出された港湾計画について、基本方針及び基準省令への適合を確認します。最近の港湾分科会で審議された港湾計画は表1の通りです。

おわりに

時代に応じ地域の課題や各港湾に求められる役割が変化する中で、各港湾に関わるあらゆる関係者の方々の思いを反映させ、より良い港湾空間の実現に向けて、港湾計画が活用されることを願っています。

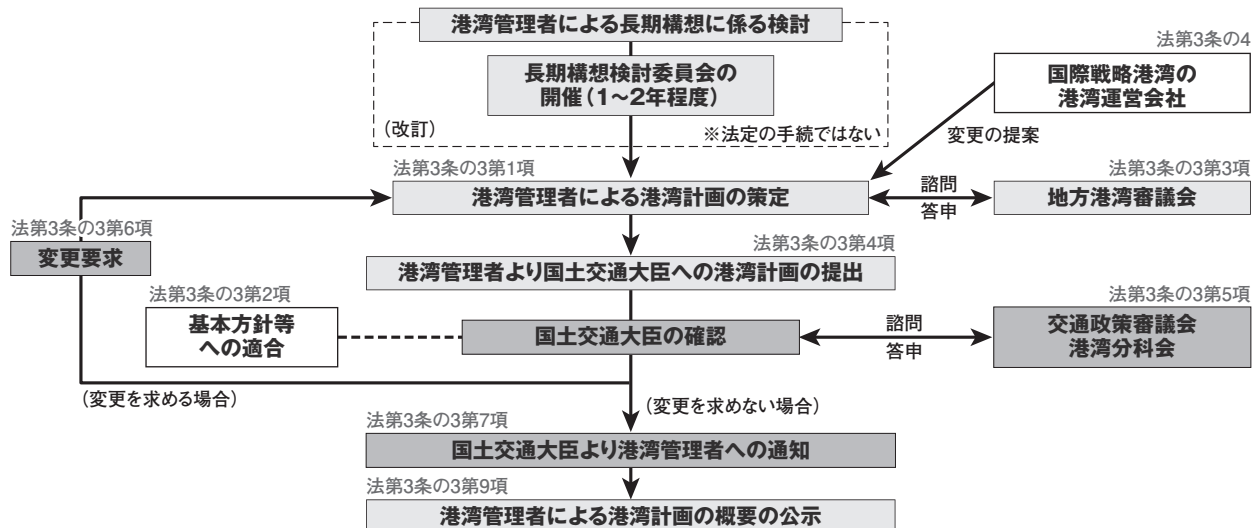


図1 港湾計画の改訂・一部変更フロー

年月	分科会	改訂	一部変更
H31.3	第74回	大阪港、堺泉北港、広島港、下関港	苫小牧港、秋田港、横浜港、神戸港、別府港
R1.7	第76回	姫路港	神戸港
R1.11	第77回	川内港	大分港、宮崎港
R2.2	第78回	能代港、酒田港	秋田港、鹿島港、北九州港、和歌山下津港、大阪港、長崎港
R2.6	第79回	宇部港	

表1 港湾計画改訂・一部変更案件 * 各港湾計画の変更概要については国土交通省HP 港湾分科会の開催状況をご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s302_kouwan01.html